

令和6年3月15日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井 康之
(公印省略)

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の
公布について（通知）（食事療養標準負担額等の改正）

日本医師会より、標記に関し、令和6年3月5日付けで告示されたとの通知がありました。

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」が、令和6年3月5日付で公布され、同年6月1日から適用される所です。

改正の概要としては、食材費等が大きく高騰していることを踏まえ、入院時の食費基準額（患者負担額）の引き上げとして、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10～20円を引き上げることとして、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について所要の改正を行うものとなっております。（詳細は別添資料をご参照ください。）

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

◆「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）（令6.3.5 保発0204第6号 厚生労働省保険局長）（抜粋）

第2 改正告示の主な内容

- 1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第1条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	<u>1食につき 490 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1食につき 280 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1の(2)において同じ。）	<u>1食につき 110 円</u>

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類	生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院
		入院時生活療養（Ⅱ）（基準の入院時生活療養（Ⅱ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院
B	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ	1日につき 370 円と <u>1食につき 230 円との合計額</u>
C	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ	1日につき 370 円と <u>1食につき 140 円との合計額</u>

D	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であつて、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と <u>1食につき 490 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と <u>1食につき 450 円との合計額</u>
E	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であつて、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1日につき 370 円と <u>1食につき 230 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1日につき 370 円と <u>1食につき 180 円との合計額</u>
F	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であつて、低所得者Ⅰ		1日につき 370 円と <u>1食につき 110 円との合計額</u>
G	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であつて、H、I、Jのいずれにも該当しない者		1日につき 0 円と <u>1食につき 280 円との合計額</u>
H	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であつて、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1日につき 0 円と <u>1食につき 230 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1日につき 0 円と <u>1食につき 180 円との合計額</u>
I	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であつて、低所得者Ⅰ		1日につき 0 円と <u>1食につき 110 円との合計額</u>
J	規則第 62 条の 3 第 6 号に該当する者		1日につき 0 円と <u>1食につき 110 円との合計額</u>

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	<u>1食につき 490 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1食につき 280 円</u>
C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内 <u>1食につき 230 円</u>

	318号。以下「高確令」という。)第15条第1項第5号又は同条第2項第5号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。	過去1年間の入院期間が90日超	<u>1食につき180円</u>
D	低所得者I(高確令第15条第1項第6号若しくは同条第2項第6号又は第14条第7項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。)		<u>1食につき110円</u>

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。2の(2)において「規則」という。)第40条各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養(I)を算定する保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円との合計額</u>
		入院時生活療養(II)を算定する保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円との合計額</u>
B	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者II		1日につき370円と <u>1食につき230円との合計額</u>
C	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者I		1日につき370円と <u>1食につき140円との合計額</u>
D	規則第40条第4号に該当する者であって、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養(I)を算定する保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円との合計額</u>
		入院時生活療養(II)を算定する保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円との合計額</u>
E		過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき370円と <u>1食につき230円との合計額</u>

	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 180 円との合計額</u>
F	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 110 円との合計額</u>
G	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 280 円との合計額</u>
H	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 230 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 180 円との合計額</u>
I	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 110 円との合計額</u>
J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 110 円との合計額</u>

3 適用期日及び経過措置

令和 6 年 6 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとする。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001